

全L協保安28第27号
平成28年6月28日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

対象物を有効に保護できる障壁の具体例について
(お願い)

標記につきまして、経産省より別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、液石法規則第14条第2号、第3号等において規定されている保安物件との距離及び障壁等について、液石法施行規則の例示基準 2. 障壁 1. において規定されている「対象物を有効に保護できるものであること」の具体例を、保安監督部及び都道府県に対して事務連絡を行ったことから、その旨の周知依頼があったものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また直接会員におかれましては、営業所等に対し、別紙の内容についてご周知くださいますようお願いいたします。

【経産省からの事務連絡発出先（順不同）】

- ・ 北海道産業保安監督部
- ・ 関東東北産業保安監督部東北支部
- ・ 関東東北産業保安監督部
- ・ 中部近畿産業保安監督部
- ・ 中部近畿産業保安監督部近畿支部
- ・ 中国四国産業保安監督部
- ・ 中国四国産業保安監督部四国支部
- ・ 九州産業保安監督部
- ・ 那覇産業保安監督事務所
- ・ 47都道府県庁

※当協会からの文書には、内容が同文であるため、北海道産業保安監督部宛の文書のみ、添付しております。

以 上

発信手段：Eメール
保安部：内倉、渡辺、片岡